

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120001	文部科学省	展示会運営や教育普及活動		独立行政法人国立博物館は博物館を設置して、有形文化財を収集・保管、展示するとともに、これに関連する調査・研究並びに教育・普及の事業等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存・活用を図っています。	C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員の処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決するに十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	c, d		国立博物館は、我が国の文化財保護政策の一翼を担う機関として、国家的な観点から設置されているものであり、国民共有の財産である多数の国宝・重要文化財を収集・保存・展示しています。また、国内外への日本の歴史・伝統の発信拠点としての役割も担っており、その運営の根幹にかかわる部分については、国の責任のもと、独立行政法人が実施すべきものと考えます。 一方、建物の維持管理に關する業務など民間に委託できるものについては、法人の自主的な判断により既に委託を行うなど、業務の効率化を図っているところですが、独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務を行うもの」として制度的に位置付けられるとともに、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員の処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストについて当省として責任ある判断を行うために最低限必要な条件が整っていないものと考えます。
zB120001	文部科学省	国立博物館の業務の市場化テスト		独立行政法人国立博物館は博物館を設置して、有形文化財を収集・保管、展示するとともに、これに関連する調査・研究並びに教育・普及の事業等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存・活用を図っています。	C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員の処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決するに十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	c, d		国立博物館は、我が国の文化財保護政策の一翼を担う機関として、国家的な観点から設置されているものであり、国民共有の財産である多数の国宝・重要文化財を収集・保存・展示しています。また、国内外への日本の歴史・伝統の発信拠点としての役割も担っており、その運営の根幹にかかわる部分については、国の責任のもと、独立行政法人が実施すべきものと考えます。 一方、建物の維持管理に關する業務など民間に委託できるものについては、法人の自主的な判断により既に委託を行うなど、業務の効率化を図っているところですが、独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務を行うもの」として制度的に位置付けられるとともに、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員の処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストについて当省として責任ある判断を行うために最低限必要な条件が整っていないものと考えます。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120001	文部科学省	展示会運営や教育普及活動	5060	5060B004	1	1	民間企業	4	展示会運営や教育普及活動	展示会運営や教育普及活動について民間への委託を希望	事業内容が民間企業でも十分に対応が可能	独立行政法人国立博物館		
zB120001	文部科学省	国立博物館の業務の市場化テスト	5069	5069B011	1	1	個人	11	国立博物館の業務の市場化テスト	独立行政法人国立博物館の行なう、以下の業務について市場化テストを行なう ・展示、入場管理業務 ・施設管理業務 ・研究業務 ・教育普及業務 ・収集・保管・修復業務	博物館の運営は、民間にも広く知見、経験を有する団体が存在する。加えて、地方レベルでは、指定管理者制度のもと、その運営の全面的なアウトソーシングが試行されているところであり、先の業務についても市場化テストを実施することは費用対効果の改善の見地から、のぞましいと考えられる	国立博物館の行なう業務のうち、展示入場管理業務、施設管理業務、研究業務、教育普及業務、収集・保管・修復業務等について、市場化テストを行なう。その際、市場化テストを行なう業務のくりとして、各博物館の共通業務を横断的に指定する、ある博物館1件を対象としてその業務全体を指定する、ある特定の博物館の一部の業務を指定する、等いくつか方法がある。 対象として、想定される美術館は、以下の通り： 東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館	不明	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120002	文部科学省	国立美術館の業務の市場化テスト		独立行政法人国立美術館は美術館を設置して、美術に関する作品その他の資料を収集・保管、展示するとともに、これに関連する調査・研究並びに教育・普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化振興を図っています。	C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	c, d		国立美術館は、我が国の美術振興の拠点として、国家的な観点から設置されているものであり、全国的、世界的な視野に立った収集・展示、調査研究、教育普及活動を行っています。また、我が国の文化の顔として、外国の政府や美術館等と連携・交流を行っており、その運営の根幹に関わる部分については、国の責任のもと、独立行政法人が実施するべきものと考えます。 一方、建物の維持管理に関わる業務など民間に委託できるものについては、法人の自主的な判断により既に委託を行うなど、業務の効率化を図っているところですが、独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の観点から確実に実施されることが必要な業務を行うもの」として、制度的に位置付けられるとともに、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストについて当省として責任ある判断を行うために最低限必要な条件が整っていないものと考えます。
zB120002	文部科学省	図書館や美術館の運営		独立行政法人国立美術館は美術館を設置して、美術に関する作品その他の資料を収集・保管、展示するとともに、これに関連する調査・研究並びに教育・普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化振興を図っています。	C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	c, d		国立美術館は、我が国の美術振興の拠点として、国家的な観点から設置されているものであり、全国的、世界的な視野に立った収集・展示、調査研究、教育普及活動を行っています。また、我が国の文化の顔として、外国の政府や美術館等と連携・交流を行っており、その運営の根幹に関わる部分については、国の責任のもと、独立行政法人が実施するべきものと考えます。 一方、建物の維持管理に関わる業務など民間に委託できるものについては、法人の自主的な判断により既に委託を行うなど、業務の効率化を図っているところですが、独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の観点から確実に実施されることが必要な業務を行うもの」として、制度的に位置付けられるとともに、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストについて当省として責任ある判断を行うために最低限必要な条件が整っていないものと考えます。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120002	文部科学省	国立美術館の業務の市場化テスト	5069	5069B010	1	1	個人	10	国立美術館の業務の市場化テスト	独立行政法人国立美術館の行なう、以下の業務について市場化テストを行なう ・収集業務 ・寄贈・寄託業務 ・修復・保存業務 ・展示、入場管理業務 ・施設管理業務	美術館の運営は、民間にも広く知見、経験を有する団体が存在する。加えて、地方レベルでは、指定管理者制度のもと、その運営の全面的なアウトソーシングが試行されているところであり、当該業務についても市場化テストを実施することは費用対効果の改善の見地から、のぞましいと考えられる	国立美術館の行なう業務のうち、収集業務、寄贈・寄託業務、修復・保存業務、展示、入場管理業務、施設管理業務について、市場化テストを行なう。その際、対象となる美術館は複数あるため、市場化テストを行なう業務のくくりとしては、美術館の共通業務を横断的に指定する、ある美術館1件を対象としてその業務全体を指定する、ある特定の美術館の一部の業務を指定する、等いくつかの方法がある。 対象として、想定される美術館は、以下の通り： 東京国立近代美術館、東京国立近代美術館フィルムセンター、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館	不明	
zB120002	文部科学省	図書館や美術館の運営	5093	5093B005	1	1	大阪商工会議所	5	図書館や美術館の運営	・国や独立行政法人が運営している図書館や美術館などの施設運営を市場化テストに付す。	・山中湖情報創造館（図書館）や北九州の5つの図書館など、平成15年の地方自治法の改正で導入された指定管理者制度により、地方自治体では民間に運営のすべてを委託した施設が既に誕生している。 ・いずれも公が運営していた時よりもランニングコストの節減をはじめ、開館時間の延長、PR手法の見直しなど、経費の面においても質の面においても改善されている。 ・現在、国や独立行政法人が運営している同様の施設についても、民間事業者等に任せれば、同じような効果が得られるものと考えられる。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分 置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120003	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援	「難民対策につ いて」(平成14年 8月7日閣議了 解)「条 約難民に対する 定住支援策及び 難民認定申請者 への支援に関す る当面の具体的 措置について」 (平成14年8月7 日内閣難民対策 連絡調整会議決 定) 「平成18年度以 降の難民に対す る定住支援策の 具体的措置につ いて」(平成15年 7月29日内閣難 民対策連絡調整 会議決定)	政府からの事業委託により、 (財)アジア福祉教育財団難民 事業本部において実施していま す。	C	「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への 支援に関する当面の具体的措置について」(平成14年8月 7日付内閣難民対策連絡調整会議決定)により、財団法人 アジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施 することとされています。 「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措 置について」(平成15年7月29日付内閣難民対策連絡調 整会議決定)において、「関係行政機関は、定住支援措置 の外部委託に当たっては、財団法人アジア福祉教育財団を はじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経 験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める」とされて おり、これを踏まえ財団法人アジア福祉教育財団において、 NGOなどの難民支援関係民間団体との連携を図り、事業を 実施することとしています。条約難民及びその家族に対する 支援業務は、難民が支援の対象であるという非常に特異な 事業の性質を踏まえ行わなくてはならないものであるた め、政府の委託事業として公平かつ慎重に実施していく(必 要があり、インドシナ難民定住支援事業の実施を通じて当該 事業に関する知見を有するアジア福祉教育財団に業務委 託の上で実施されることとされてきたものであり、今後とも 当該支援事業の実施に当たっては、一般競争入札によるよ りも、現行のように文化庁をはじめ外務省や厚生労働省と いった関係行政機関、アジア福祉教育財団、難民支援関係 民間団体の官民3者が、それぞれの利点を活かして協働す る事業実施体制の方が、支援事業のよりいっそうの充実に 資するものと考えます。		内閣難民対策連絡調整会議に おいて、「関係行政機関は、定 住支援措置の外部委託に当 たっては、アジア福祉教育財団 をはじめ難民支援関係団体のノ ウハウ(技術的知識、経験又は それらの蓄積)の活用を図るよう 努める」とこととされているが、 アジア福祉教育財団が定住支援 を実施しなければならないとは 規定されていない。条約難民そ の他家族等に対する定住支援 に関しては、市場化テストの対 象としてその活用を図り、民間 事業者を含めた競争入札によっ て実施主体が決定されるよう検 討されたい。		C	我が国政府としてのインドシナ難民の受入・定住支援に係る 諸施策は、昭和54年に内閣に置かれたインドシナ難民対 策連絡調整会議(現・難民対策連絡調整会議)の決定に基 づき、政府からの委託事業として(財)アジア福祉教育財団 (難民事業本部)が実施することとされ、その後平成14年度 に難民対策連絡調整会議において決定されたいわゆる条 約難民に対する受入・定住支援事業についても、インドシナ 難民と同様に(財)アジア福祉教育財団(難民事業本部)に 委託されるものとされ、現在に至っています。 内閣難民対策連絡調整会議において、「関係行政機関は、 定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財 団をはじめ難民支援関係団体のノウハウ(技術的知識、経 験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める」とされてお り、ここでノウハウを有する難民支援関係団体の筆頭として アジア福祉教育財団が挙げられているように、アジア福祉 教育財団はインドシナ難民や条約難民への定住支援事業 の実施を通じ、難民の救済事業に監視豊富な実績と経験を 有しており、それらを活用することが事業の実施に当たって は不可欠です。今後とも支援事業の実施に当たっては、一 般競争入札によるよりも、現行のように文化庁をはじめ外務 省や厚生労働省といった関係行政機関や、ノウハウを有す る難民支援関係団体としてのアジア福祉教育財団、その他 の民間事業者の3者が、それぞれの利点を活かして協働す る事業実施体制の方が、支援事業のよりいっそうの充実に 資するものと考えます。
zB120003	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援	「難民対策につ いて」(平成14年 8月7日閣議了 解)「条 約難民に対する 定住支援策及び 難民認定申請者 への支援に関す る当面の具体的 措置について」 (平成14年8月7 日内閣難民対策 連絡調整会議決 定) 「平成18年度以 降の難民に対す る定住支援策の 具体的措置につ いて」(平成15年 7月29日内閣難 民対策連絡調整 会議決定)	政府からの事業委託により、 (財)アジア福祉教育財団難民 事業本部において実施していま す。	C	「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への 支援に関する当面の具体的措置について」(平成14年8月 7日付内閣難民対策連絡調整会議決定)により、財団法人 アジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施 することとされています。 「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措 置について」(平成15年7月29日付内閣難民対策連絡調 整会議決定)において、「関係行政機関は、定住支援措置 の外部委託に当たっては、財団法人アジア福祉教育財団を はじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経 験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める」とされて おり、これを踏まえ財団法人アジア福祉教育財団において、 NGOなどの難民支援関係民間団体との連携を図り、事業を 実施することとしています。条約難民及びその家族に対する 支援業務は、難民が支援の対象であるという非常に特異な 事業の性質を踏まえ行わなくてはならないものであるた め、政府の委託事業として公平かつ慎重に実施していく(必 要があり、インドシナ難民定住支援事業の実施を通じて当該 事業に関する知見を有するアジア福祉教育財団に業務委 託の上で実施されることとされてきたものであり、今後とも 当該支援事業の実施に当たっては、一般競争入札によるよ りも、現行のように文化庁をはじめ外務省や厚生労働省と いった関係行政機関、アジア福祉教育財団、難民支援関係 民間団体の官民3者が、それぞれの利点を活かして協働す る事業実施体制の方が、支援事業のよりいっそうの充実に 資するものと考えます。		内閣難民対策連絡調整会議に おいて、「関係行政機関は、定 住支援措置の外部委託に当 たっては、アジア福祉教育財団 をはじめ難民支援関係団体のノ ウハウ(技術的知識、経験又は それらの蓄積)の活用を図るよう 努める」とこととされているが、 アジア福祉教育財団が定住支援 を実施しなければならないとは 規定されていない。条約難民そ の他家族等に対する定住支援 に関しては、市場化テストの対 象としてその活用を図り、民間 事業者を含めた競争入札によっ て実施主体が決定されるよう検 討されたい。		C	我が国政府としてのインドシナ難民の受入・定住支援に係る 諸施策は、昭和54年に内閣に置かれたインドシナ難民対 策連絡調整会議(現・難民対策連絡調整会議)の決定に基 づき、政府からの委託事業として(財)アジア福祉教育財団 (難民事業本部)が実施することとされ、その後平成14年度 に難民対策連絡調整会議において決定されたいわゆる条 約難民に対する受入・定住支援事業についても、インドシ ナ難民と同様に(財)アジア福祉教育財団(難民事業本部)に 委託されるものとされ、現在に至っています。 内閣難民対策連絡調整会議において、「関係行政機関は、 定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財 団をはじめ難民支援関係団体のノウハウ(技術的知識、経 験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める」とされてお り、ここでノウハウを有する難民支援関係団体の筆頭として アジア福祉教育財団が挙げられているように、アジア福祉 教育財団はインドシナ難民や条約難民への定住支援事業 の実施を通じ、難民の救済事業に監視豊富な実績と経験を 有しており、それらを活用することが事業の実施に当たって は不可欠です。今後とも支援事業の実施に当たっては、一 般競争入札によるよりも、現行のように文化庁をはじめ外務 省や厚生労働省といった関係行政機関や、ノウハウを有す る難民支援関係団体としてのアジア福祉教育財団、その他 の民間事業者の3者が、それぞれの利点を活かして協働す る事業実施体制の方が、支援事業のよりいっそうの充実に 資するものと考えます。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120003	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援	5104	5104B001	1	2	個人	1	条約難民その家族等に対する定住支援	条約難民その家族等に対する定住支援に 関しては、市場化テストの対象とし、民 間事業者を含めた競争入札によって支援 提供先を決定されるようにして頂きた い。	条約難民に関する支援は、これまで公 的な支援はなく、NGOが実際の現場を担っ てきた。また、国連人種差別撤廃委員会 からも差別であり是正するよう勧告を受 けていた(2001年3月)。2002年8月7日 の内閣難民対策連絡調整会議決定におい ては、「インドシナ難民の定住支援等の ための施設である国際救援センターにお いて可能な限り受け入れることとし、ア ジア福祉教育財団に業務を委託する」と された。しかし、同センターはインドシ ナ難民受入れ事業終了に伴い2005年度に て終了予定であり、同決定においては 「国際救援センターの再整備又は代替施 設等の手当て、さらには業務の委託のあ り方について、今後の難民対策連絡調整 会議において所要の検討を行うものでは あることを確認する。」とされている。 2006年度からは全く新しい条約難民そ の家続等に対する定住支援が開始される ことを踏まえ、2002年以前より現場で支 援を続けてきたNGOの民間団体が支援事業 に参入することを可能にすることが期待さ れる。その展望は2004年当時の外務大臣 答弁(第159回参議院決算委員会議事録: 添付資料 参照)、2003年の内閣難民対 策連絡調整会議決定「3. 関係行政機関 は、定住支援措置の外部委託に当たって は、アジア福祉教育財団をはじめ難民支 援関係民間団体のノウハウ(技術的知 識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図 るよう努める。」(添付資料)でも確 認されている。	条約難民が日本で定住していくために必 要とされる、日本語教育、社会適用訓 練、職業訓練、就労支援ほか、その他本 邦定住の促進に必要な事業の実施を行 う。	随意契約により各省庁から財団法人アジ ア福祉教育財団難民事業本部へ委託され ており、民間の直接的な参入が許されて いない。	
zB120003	外務省、文部 科学省、厚生 労働省	条約難民その家族等に対する定住支 援	5105	5105B001	1	2	個人	1	条約難民その家族等に対する定住支援	条約難民その家族等に対する定住支援に 関しては、市場化テストの対象とし、民 間事業者を含めた競争入札によって支援 提供先を決定されるようにして頂きた い。	条約難民に関する支援は、これまで公 的な支援はなく、NGOが実際の現場を担っ てきた。また、国連人種差別撤廃委員会 からも差別であり是正するよう勧告を受 けていた(2001年3月)。2002年8月7日 の内閣難民対策連絡調整会議決定におい ては、「インドシナ難民の定住支援等の ための施設である国際救援センターにお いて可能な限り受け入れることとし、ア ジア福祉教育財団に業務を委託する」と された。しかし、同センターはインドシ ナ難民受入れ事業終了に伴い2005年度に て終了予定であり、同決定においては 「国際救援センターの再整備又は代替施 設等の手当て、さらには業務の委託のあ り方について、今後の難民対策連絡調整 会議において所要の検討を行うものでは あることを確認する。」とされている。 2006年度からは全く新しい条約難民そ の家続等に対する定住支援が開始される ことを踏まえ、2002年以前より現場で支 援を続けてきたNGOの民間団体が支援事業 に参入することを可能にすることが期待さ れる。その展望は2004年当時の外務大臣 答弁(第159回参議院決算委員会議事録: 添付資料 参照)、2003年の内閣難民対 策連絡調整会議決定「3. 関係行政機関 は、定住支援措置の外部委託に当たって は、アジア福祉教育財団をはじめ難民支 援関係民間団体のノウハウ(技術的知 識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図 るよう努める。」(添付資料)でも確 認されている。	条約難民が日本で定住していくために必 要とされる、日本語教育、社会適用訓 練、職業訓練、就労支援ほか、その他本 邦定住の促進に必要な事業の実施を行 う。	随意契約により各省庁から財団法人アジ ア福祉教育財団難民事業本部へ委託され ており、民間の直接的な参入が許されて いない。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120004	全省庁	府省における官房基幹業務		物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(2004年9月15日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、業務の見直し及びシステムの整備等を実施することとされています。	b		「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(2004年9月15日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の内容として、物品管理、旅費計算等業務の外部委託化があり、具体的な対象範囲については、今後、同計画に基づき制度の所管官庁で新たに開発・運用されるシステムの内容の具体化にあわせて整理されていくものと考えています。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各府省からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	b		前回ご回答したとおり、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(2004年9月15日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の内容として、物品管理、旅費計算等業務の外部委託化があり、具体的な対象範囲については、今後、同計画に基づき制度の所管官庁で新たに開発・運用されるシステムの内容の具体化にあわせて整理されていくものと考えています。
zB120005	文部科学省	科学技術振興調整費執行管理業務		「科学技術振興調整費の平成13年度に開始したプログラムの中間評価及び効果的・効率的活用方策について」(平成15年7月23日科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員報告)に関する執行事務の一部を委託しています。	C		科学技術振興調整費については、平成13年の中央省庁再編以降、「科学技術振興調整費の活用に関する基本方針」(平成13年3月22日総合科学技術会議決定)により、総合科学技術会議の示す基本的な方針に沿って文部科学省が配分等の事務を行うことと整理されています。 ご指摘の事務の外部委託については、「競争的研究資金制度改革について」(平成15年4月21日総合科学技術会議決定)で示された考え方を踏まえ、「科学技術振興調整費の平成13年度に開始したプログラムの中間評価及び効果的・効率的活用方策について」(平成15年7月23日科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員報告)において、文部科学省が行う審査事務・執行事務の一部を独立行政法人に委託することが適当であるとの方針が示されています。 文部科学省では、この方針を受け、トップダウン型の競争的資金の配分機関としての実績があること及び科学技術に関する総合的な知見・経験を有すること等から、独立行政法人科学技術振興機構に事務の一部を委託することとし、総合科学技術会議の確認を得て実施しています。また、本業務については、効率的な運用を図る観点から、一括してすべての業務を一つの機関に事務委託することが適切であると考えています。さらに、本業務の実施に当たっては、知的財産権やノウハウに関する情報といった機密性の高い情報や多数の研究者の個人情報等を扱うことから、公務員に準ずる特別な義務を課せられた公的な機関が実施することが適切であると考えています。 なお、公募要領の冊子の印刷・配布、パンフレットの作成・印刷、シンポジウム・説明会の開催支援などの業務については、既に民間に対して開放しており、効率的な制度運用に努めています。	科学技術振興調整費の執行に関する支援業務を行う科学技術振興機構の「科学技術振興調整費業務室」においては、グローバル職員や専門の嘱託職員の有する、競争的資金配分業務経験のある民間からの出向者から民間企業の優れた点を吸収することにより、更なるノウハウの蓄積を進め、より効率的な業務実施が可能となる体制の構築に向けて検討を行っているところです。また、「科学技術振興調整費業務室」の運営にかかる委託費は、人件費も含めてすべて文部科学省からの委託費でまかなっており、科学技術振興機構における受託規程等に基づき、適正な単価により精算されています。委託契約の内容のうち、業務内容等につきましては、受託者の不利益とならない範囲において開示することは可能と考えます。	HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各府省からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	c	「競争的研究資金制度改革について」(平成15年4月21日総合科学技術会議)において、先進諸外国の現状等を踏まえ、独立した配分機関(ファンディング・エイジェンシー)体制の構築へ向けた措置が示されており、さらにこれを踏まえ、「科学技術振興調整費の平成13年度に開始したプログラムの中間評価及び効果的・効率的活用方策について」(平成15年7月23日)において「独立行政法人に事務の一部を委託することが適当である」旨の方針が示されています。文部科学省としては、この方針を受けて独立行政法人への事務委託を行っています。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120004	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	8	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考えられる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考えられる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考えられる。	特になし	性能発注方式による入札条件の設定 サービスの質を評価する総合評価基準の採用 リスクが適切に発注者・受託者に配分されること 対象業務が細分化され十分な規模と期間を持つこと 各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
zB120005	文部科学省	科学技術振興調整費執行管理業務	5049	5049B001	1	1	民間企業	1	科学技術振興調整費執行管理業務	現在科学技術振興機構が実施している科学技術振興調整費の執行業務に関する事務。	・現行の当該業務は、科学技術振興機構の職員が実施しているものの、そのほとんどがアウトソーシングであり、アウトソーシングの契約期間が切れると担当者が交代するため、ノウハウが蓄積される構造になっていない。これを民間が専属の部署・社員で実施することで、業務のノウハウが蓄積される上、効率良く業務を遂行することが可能となる。 ・民のプロジェクトマネジメント手法を取り入れることで、採択課題の積極的な推進を図ることができる。 ・官側が、職員の再配置の限界を超えるとの反論があった場合には、現行アウトソーシングで構成されている部署であるため、アウトソーシングの受け入れを終了することで大幅に人員を削減でき、機構のプロパー職員の再配置のみであれば対応可能であると回答できる。	・公募に係る一連の業務(公募要領作成、公募受付、選定委員会設置・運営、事務連絡等) ・採択機関における積算調整業務、財務省協議 ・採択機関への概算払い等支払業務 ・研究により生じる知的財産の管理業務 ・研究により購入される資産の管理業務 ・額の確定検査に係る一連の業務 ・研究開発マネジメント業務 ・全てのプログラムを対象とするのではなく、部分的に民へ移行することも考えられる。	法律では無いと思うが、実行協議において財務省と民が協議できるかどうか不明。	・公募「否」というのは、要望主体に求める事項についてのみであり、具体的な競争条件については公募しているというわけではない。 ・採択は採択であるため、科学技術振興調整費に充当する立場である。採択企業が業務を実施する場合は、採択後に専属の部署を設立した組織を設けることで採択後の業務のノウハウを蓄積し、採択後の業務のノウハウが蓄積されることとなる。 ・「市場化テスト」の実施に当たり、必要と考える官民間の競争条件の同一化(競争の公平性)の観点から、採択された企業においてコスト削減されている人員費は、民間においては競争を遂行するために必要な経費であるため、採択企業との単純比較は、民間が不利な結果をもたらすこととなる。 ・採択の評価に当たっては、コストだけでなくサービスの質についても採択に際して評価する必要がある。採択後の業務を標準化させた採択企業がある場合には、採択後及びスタートアッププログラムが適正に運営される必要がある。 ・採択すべきとする具体的な競争条件の同一化の観点から、科学技術振興調整費に係る一連の業務について、詳細な競争条件、採択人員、業務等の情報を開示する必要がある。その場合、採択者にかかる人員費に開示しては行わないのでなく、適正な競争条件を維持する必要がある。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120006	文部科学省	学術コンテンツ・ポータル事業		NIIが大学図書館や学協会、研究者との協力の下に構築してきた、図書・雑誌情報、論文情報、研究成果情報、専門学術情報の学術コンテンツを、統合的に提供するポータルサービスです。	C		学術コンテンツ・ポータル事業については、大学共同利用機関法人である国立情報学研究所で行っており、当該法人については、国立大学法人法において、業務運営における自主性の配慮や教育研究の特性へ配慮が規定されています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、これら諸制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、法人職員の処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決するに足る十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	C		NIIは、情報学に関する総合的研究と、学術情報の流通のための先進的な基盤の開発及び整備を行うことを目的としています。NII学術コンテンツポータルは、NIIの持つ情報学に関する知見を元に、これまで大学図書館、学協会、研究者等の協力により収集した学術コンテンツによるデータベースの構築、高度な検索機能等の開発を行い、その成果を実際のサービスとして整備・提供し、またそのサービスの結果を研究活動に反映させています。このため、NII学術コンテンツポータルのサービスの提供は、NIIの研究活動と一体不可分のものであり、当該業務のみを切り出して市場化テストの対象とすることは不可能です。 なお、CINIIのデータである学協会が発行された学術雑誌と大学等で発行された研究紀要については、それぞれ個別に入手することは可能です。 また、科学研究費補助金データベースについては、研究成果概要のデータベース化及び公開について各研究者から包括的にNIIが許諾を得ているものであり、一括提供は不可能です。
zB120007	文部科学省	文献情報提供サービス事業の民間開放と科学技術情報流通の促進		民間開放を阻害している現行制度はございません。	C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員の処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決するに足る十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	C		科学技術振興機構は、科学技術振興のための研究情報基盤の整備という国の施策に沿い、特定の利益によらない公共的立場から、科学技術分野を網羅した文献データベースを作成し、提供しているものであり、当該事業は国の責務に密接不可分なものである。 また、当該事業については、経営改善計画のもと、電子計算機の運用や抄録作成関連業務などデータベース作成業務等については、完全に民間委託化しており、また、販売業務の民間代理店の活用などを積極的に実施している。 なお、科学技術振興機構は本事業を受益者負担の下で実施しており、人件費を含めて運営費交付金を投入していない。本事業に制度的な規制は設けておらず、同様の事業を民間事業者が行うことを阻害していない。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120006	文部科学省	学術コンテンツ・ポータル事業	5049	5049B002	1	1	民間企業	2	学術コンテンツ・ポータル事業	<p>大学共同利用機関法人システム・情報研究機構 国立情報学研究所 (NII) の学術コンテンツ・ポータル事業で提供されている下記のサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリジナル(電子)データの公開 & 一括ダウンロードサービスの提供 ・基本検索以外の付加的サービスの廃止を要望する。 <p>1)NII論文情報ナビゲータ "CiNii "</p> <p>2)科学研究費補助金データベース</p>	<p>1)、2)のデータはNII以外の機関がオリジナルのデータを事実上、取得できない。そのため文献計量学的な分析を行うことができず、また特許データのような市場原理に基づく情報サービスの効率化・高付加価値化が期待できない。これらの学術情報は一般社会のニーズにあった形で加工されて提供されるべきであり、またその際は複数事業者間の競争によるサービスの高度化が望ましい。例えば学術論文の情報サービスは海外では民間企業(トムソンコーポレーション社等)が提供しており、民間企業によるサービス提供に大きな問題は見受けられない。</p>	<p>1)NII論文情報ナビゲータ "CiNii "</p> <p>学協会が発行された学術雑誌と大学等で発行された研究紀要の両方を検索し、検索された論文の引用文献情報や本文を参照できるサービス。</p> <p>2)科学研究費補助金データベース</p> <p>科学研究費補助金の採択&実績、研究概要、発表文献等を公開するサービス</p>	<p>日本学術振興会は科研費成果について以下のように公開先を制限している。</p> <p>「科学研究費の一年間の研究実績について800字程度でまとめられた「研究実績報告書」と、研究期間終了後、研究成果について800字程度でまとめられた「研究成果報告書概要」を、国立情報学研究所の情報検索サービスとして提供しています。利用可能な方は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、短大、高専、大学共同利用機関の教員、図書館職員、研究職員、大学院生 ・国立試験研究機関、特殊法人の研究員、学術研究法人の研究職員、図書館職員 ・研究助成法人の研究助成担当職員 ・学会の正会員 ・大学等と研究協力関係を有する民間企業の研究者」 <p>従って、「大学等と研究協力関係を有しない」民間企業は科研費の研究成果報告書概要を利用できない。</p> <p>また、学協会や大学等から論文情報入手することは、法規制はないものの、提供側に情報提供に伴う体制・契約条件等が整備されておらず、事実上不可能である。</p>	
zB120007	文部科学省	文献情報提供サービス事業の民間開放と科学技術情報流通の促進	5049	5049B003	1	1	民間企業	3	文献情報提供サービス事業の民間開放と科学技術情報流通の促進	<p>科学技術振興機構が実施している「文献情報提供サービス事業」を民間開放することにより、迅速かつ効率的な科学技術情報流通を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文献整備の効率化 ・文献提供方法の効率化 ・提供サービスのニーズ対応化 	<p>1)国は基本情報(論文等)に特化し、加工(翻訳、他情報とのリンケージ)や流通は民間活力を活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・論文抄録については一部民間活力の活用も行われているが、基本的にJSTの独占的的事业である。 	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120008	文部科学省	国立大学への財務・経営指導、資金の貸付・交付事業			C		<p>独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。</p> <p>また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員への処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに十分な条件が整っていないものと考えます。</p>		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	c	<p>独立行政法人国立大学財務・経営センターが行っている高等教育財政に関する調査研究及びそれらの成果を活かした国立大学等への経営支援・経営相談等の業務は、高等教育財政及び国立大学の財務経営に関する知識の蓄積がある国立大学財務・経営センターが行うことが最も効果的であるとともに、これらの業務は、国立大学等における教育研究の振興のために国が責任をもって行うべき事業であることから、包括的に民間に委託することは困難です。ただし、相談の内容によっては、既に公認会計士等民間への委託が行われています。</p> <p>また国立大学法人等に対する施設費の貸付・交付事業については、教育研究の重要な基盤となる国立大学の施設・設備を計画的・安定的に整備・促進するため策定する国の計画に基づき行っているものであり、国が責任を持って行うべき事業であることから包括的に民間に開放することは困難です。ただし、債券発行に関する業務については既に民間に委託されています。</p>	
zB120009	文部科学省	会議室等管理・貸出業務			C		<p>独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。</p> <p>また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員への処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに十分な条件が整っていないものと考えます。</p>		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	d	<p>学術総合センター共用会議室及びキャンパス・イノベーションセンターの施設管理、会議室貸出業務については、既に民間に委託されています。</p> <p>なお、独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務を行うもの」として制度的に位置付けられるとともに、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。</p> <p>また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員への処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストについて当省として責任ある判断を行うために最低限必要な条件が整っていないものと考えます。</p>	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120008	文部科学省	国立大学への財務・経営指導、資金の 貸付・交付事業	5059	5059B006	1	1	市場化テスト推進協議会	6	国立大学への財務・経営指導、資金の貸付・ 交付事業	国立大学における財務・経営指導及び資 金の貸付・交付事業などにつき、包括的 に受託する形で市場化テストの対象とされ たい。	対象が国立大学であるという点を除き、 通常民間で実施しているコンサルティング 業務あるいは金融業務と同様の事業で あり、官で独占すべき理由を見出しにく い。この点、実際に民間と比較検討する ことにより、より効率的で良質なサービ ス提供主体を判別することが必要と考える。	独立行政法人国立大学財務・経営セン ターが提供している、施設管理を除くす べてのサービス		
zB120009	文部科学省	会議室等管理・貸出業務	5059	5059B007	1	1	市場化テスト推進協議会	7	会議室等管理・貸出業務	学術総合センタービル及びおよび東京と 大阪のキャンパス・イノベーションセン ターの施設管理、及びこの会議室貸出業 務について市場化テストの対象とされたい。	通常の施設管理と会議室貸出業務であ り、官が独占する理由を見出せない。	独立行政法人国立大学財務・経営セン ターが提供している会議室等管理・貸出 サービス		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120010	文部科学省	国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務		国立競技場等の運営については、業務の一部をすでに外部委託。今後についても計画的に外部委託を推進。	C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに足る十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	c,d		国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務を市場化テストの対象とすることは適当でないと考えます。 なぜなら、国立競技場は、世界で活躍するトップレベル競技者の活動の場であるとともに、国際的な競技大会が数多く開催されるナショナルスタジアムであり、我が国のスポーツ施設を代表するものであって、この運営は、我が国の競技力向上施策を実施する上で重要な部分をなすものであるからです。 また、スポーツの普及・振興に関する業務は、国のスポーツの普及・振興施策を具体化するための重要な方策そのものであるからです。 一方、競技場の清掃業務や警備業務、利用申込受付業務などについては、民間委託を進めているところです。 なお、独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の現地から確実に実施されることが必要な事務を行うもの」として、制度的に位置付けられるとともに、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストについて当省として責任ある判断を行うために最低限必要な条件が整っていないものと考えます。
zB120011	文部科学省	助成金交付業務		助成対象者等の決定については、国の施策や関係団体との調整の上、審査委員会において決定。その決定に基づき効率的に助成金交付業務を実施。	C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに足る十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	c,d		スポーツの競技水準向上のための助成業務を市場化テストの対象とすることは適当でないと考えます。 なぜなら、スポーツの競技水準の向上やスポーツの普及のための助成業務に係る助成対象者や助成金額の決定は、国のスポーツ振興施策を具体化するための重要な方策そのものであるからです。 一方、助成金交付に係る業務のうち交付申請書・報告書の受理及び内容・金額の照合等については、センターが既に事務のオンラインシステム化による効率化を進めているところです。 〔当該システムの開発は民間企業に委託して実施中。〕 なお、独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の現地から確実に実施されることが必要な事務を行うもの」として、制度的に位置付けられるとともに、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストについて当省として責任ある判断を行うために最低限必要な条件が整っていないものと考えます。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120010	文部科学省	国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務	5059	5059B008	1	1	市場化テスト推進協議会	8	国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務	国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務を市場化テストの対象とされたい。	大規模かつ国立という点はあるものの、各地域にも同程度の競技場などが複数存在しており、運営理念や目的を十分踏まえれば民間による運営が可能である。	独立行政法人日本スポーツ振興センター		
zB120011	文部科学省	助成金交付業務	5059	5059B009	1	1	市場化テスト推進協議会	9	助成金交付業務	スポーツの競技水準向上のための助成業務を市場化テストの対象とされたい。助成対象の決定が受託困難であればそれ以外の大部分の業務を市場化テストの対象とされたい。	補助事業についてはそもそも資金援助の決定部分について一定の基準を明確化することが求められるところ、これが明確であれば大部分の交付決定作業は民間でも可能である。これが不可能としても、交付決定以外の業務については民間が受託可能である。	独立行政法人日本スポーツ振興センター		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120012	文部科学省	共済事業・学校安全の調査・学校給食の普及充実・刊行物の発行業務		独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「センター」に同じ。)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他児童生徒の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等の事業を行っています。	C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	C		災害共済給付及び健康安全普及業務を包括的に市場化テストの対象とすることは適当でないと考えます。 なぜなら、これらの業務は、学校安全に係る国の政策を具体化するための重要な方策そのものであるとともに、災害時に児童生徒を速やかに救済し、災害をめぐる紛争・対立を防ぐことにより、学校教育の円滑な実施に資することを目的として法律に基づき実施されているものであり、極めて公益性の高い事業であるからです。 また、既にセンターの自主的な判断により、例えば給付申請のオンライン化に係る機器類の運用管理など、業務の内容ごとに可能な範囲で民間委託を進めているところで、
zB120013	文部科学省	奨学金貸与事業		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに十分な条件が整っていないものと考えます。	C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	C		国の事業として実施している奨学金事業は、公共性の見地から確実に実施する必要があり、同事業を安定的に実施するためには独立行政法人によって実施する必要があります。 奨学金の貸与業務は、貸与対象となるかどうか、要件の適合性を審査し、判断を行う行政処分であるとともに、奨学生に対する指導業務を行う等、教育的にも十分配慮された制度であり、外部委託の内容を明確にしただけでは質を確保できないため、民間にゆだねることはできないものと考えています。 また、奨学金の回収業務について債権回収業者への業務委託内容等については、独立行政法人制度の趣旨に鑑み、事業を実施する日本学生支援機構において効率性等の観点から法人独自の判断により適切に検討・実施するものであるとともに、返還の滞り・免除制度を設ける等の教育的な配慮を行っている制度であることに鑑みると、市場化テストの趣旨には馴染まないものと考えています。 さらに、既に判断を伴わない単純大量業務を中心に外部委託を行っていることから、今回包括的に市場化テストの対象とする必要はないものと考えます。 なお、奨学金貸与を行っている民間団体等において、債権回収業者に対して回収業務委託をしているところはございません。(債権管理回収業に関する特別措置法)

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120012	文部科学省	共済事業・学校安全の調査・学校給食の普及充実・刊行物の発行業務	5059	5059B010	1	1	市場化テスト推進協議会	10	共済事業・学校安全の調査・学校給食の普及充実・刊行物の発行業務	災害共済給付及び健康安全普及業務 を包括的に市場化テストの対象とされたい。	民間の業務受託運営が可能と考える。	独立行政法人日本スポーツ振興センター		
zB120013	文部科学省	奨学金貸与事業	5059	5059B011	1	1	市場化テスト推進協議会	11	奨学金貸与事業	奨学金貸与・回収事業について包括的に市場化テストの対象とされたい。	現実にも民間奨学金が多数存在する中で、民間による奨学金貸与・回収業務の受託を否定すべき根拠は明らかではない。個人情報の保護については民間奨学金でも同様の要請が働くはずであり、民間への委託を拒絶する根拠にはなりえないものとする。	独立行政法人日本学生支援機構		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB120014	文部科学省	学生支援事業・留学生支援事業			C		<p>独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。</p> <p>また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに十分な条件が整っていないものと考えます。</p>		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	c		<p>以下の理由により、御提案の日本学生支援機構が実施する学生支援事業及び留学生支援事業の包括的な民間委託については、引き続き当該法人が実施すべきと考えます。</p> <p>まず、学生支援事業については、大学等における学生支援の取り組みに関する情報の収集・提供や学生担当職員に対する研修、学生の生活状況に関する調査等を内容として、日本学生支援機構が国の高等教育政策に基づき収集・提供を行う情報の内容は、大学等にとっては独自の学生支援に係る取り組みという経営上の重要なノウハウであるとともに、学生等にとっても家計の状況など秘匿性の高い個人情報であることから、当該情報の収集・提供に係る業務の遂行に当たっては、国、大学等の関係機関及び学生等の理解と協力が不可欠であり、そのためには公的機関である独立行政法人が行うことが必要です。</p> <p>次に、留学生支援事業については、外国人留学生等に対する奨学金の給付や、留学生宿舍の設置・運営等があります。このうち、留学生宿舍の設置・運営については、法人の独自の判断により既に外部委託を行っているところですが、奨学金の給付については、国の留学生政策に基づき、受給対象となるかどうか、要件の適合性を審査・判断しなければならず、ここでは、中立性や公平性が強く求められることから、公的機関である独立行政法人が行うことが必要です。なお、学生支援事業及び留学生支援事業の何れにおいても、法人の独自の判断により、単純業務については、民間事業者を活用してコストの削減を行っているところです。</p>
zB120015	文部科学省	大学情報の提供に関する業務		各大学から入学選抜に関する情報を提供された情報をホームページにおいて提供しております。各受験生は大学入試センターのホームページから、当該システムを通じて、各種情報を検索することができるようになっております。なお、当該事業の一部業務(システムの運営管理等)については、すでに民間委託をしております。	C		<p>独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。</p> <p>また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに十分な条件が整っていないものと考えます。</p>		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	c, d		<p>大学入試センターでは、高等学校における進路指導や高校生の進路選択を支援する観点から、入学者選抜に関する情報、大学教育の内容や各大学の特色等について、インターネットを通じ、正確で質の高い大学情報の提供を行っております。</p> <p>もとより、学力検査準備の品正など入学者選抜の改善を図るためには、大学志願者が偏差値情報に依存せず、自らの進学先を適切に選択し得るよう、大学の教育・研究内容に関する正確な情報を積極的に提供することが必要かつ重要であります。また、大学に関する正確で質の高い情報を志願者に提供することによって、大学側にとっても「求める学生」を獲得することが可能となります。現在では、民間等においても入試情報の提供は行われておりますが、受験指導に特化した情報(偏差値情報、大学のランク付けによる難易度分析など)が中心であり、それのみでは「受験競争」や偏差値競争による進路指導を助長するおそれがあります。よって、入試に関する各大学共同の公共的機関である大学入試センターが、各大学・学部・学部の教育研究活動の特徴等に関する情報や受験生が自らの特性に応じた志望校の選択が可能となるような情報を提供していくことが必要と考えております。</p> <p>また、当該事業については、中期目標期間が終了するに当たり独立行政法人の業務内容の見直しを行い、すでに平成16年12月24日に行政改革推進本部決定されており、次期中期目標期間に向けてその取り組みを進めているところです。</p> <p>なお、独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務を行うもの」として制度的に位置付けられるとともに、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。</p> <p>また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストについて当省として責任ある判断を行うために最低限必要な条件が整っていないものと考えます。</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120014	文部科学省	学生支援事業・留学生支援事業	5059	5059B012	1	1	市場化テスト推進協議会	12	学生支援事業・留学生支援事業	学生支援事業・留学生支援事業について包括的に市場化テストの対象とされた い。	民間により受託可能。	独立行政法人日本学生支援機構		
zB120015	文部科学省	大学情報の提供に関する業務	5059	5059B015	1	1	市場化テスト推進協議会	15	大学情報の提供に関する業務	大学情報の提供に関する業務を市場化テストの対象とされた い。	同種の業務は既に民間において十分に実施されているところであるほか、大学に限定せず高等専門学校や各種学校の情報も同時に提供することによりサービスの向上を実現可能であると考え。	独立行政法人大学入試センター		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120016	文部科学省	総務・経理・労務等の管理部門業務の シェアードサービスによる受託			C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自覚性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	a		ご提案いただいた独立行政法人については、平成17年度の独立行政法人の中期目標期間の終了に伴う、民間開放の観点も含めた見直しを経て、平成16年12月の、「規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申(規制改革・民間開放推進会議)及び平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて(行政改革推進本部決定)」を踏まえ、青少年関係3法人については、平成18年度から、発展的に統合し青少年教育を総合的に推進する新しい独立行政法人を設立することとなり、国立女性教育会館については、業務の見直しを行った上で単独で存続することとなっていること等です。また、これらを踏まえ、従来から民間委託を推進してきた業務に加え、その他の定型的な管理・運営業務についても原則民間委託を行う方向で諸準備を進めているところ等です。
zB120017	文部科学省	総務・経理・労務等の管理部門業務の シェアードサービスによる受託			C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自覚性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。また、要望書からの再検討要請は以下の通り。 業務運営の自主性は、独立行政法人に対する所管省庁の過度の管理を防止することでその効率的運営を担保していく趣旨と考えるのが自然であり、その意味ではいわば行政内部における注意規定に過ぎないと考えます。また、独	c,d		提案に挙げられている法人の総務・経理・労務などの管理部門業務のシェアードサービスについてですが、当該独立行政法人の管理部門業務については、各法人の判断に基づき、その多くを既に民間委託しています。 また、中期目標期間終了時の全体の見直しの一環として、その時期に合わせて、定型的な管理部門業務の民間委託についても検討していきます。 なお、独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務を行うもの」として制度的に位置付けられるとともに、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自覚性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストについて当省として責任ある判断を行うために最低限必要な条件が整っていないものと考えます。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120016	文部科学省	総務・経理・労務等の管理部門業務の シェアードサービスによる受託	5059	5059B016	1	1	市場化テスト推進協議会	16	総務・経理・労務等の管理部門業務のシェ アードサービスによる受託	当該独立行政法人の総務・経理・労務な どの管理部門業務について集約して市場 化テストの対象とされたい。	各事業部門の内容は専門性が必要とされ るが、間接部門の業務についてはいわけ るシェアードサービスの手法により効率 的に提供することが可能と考える。	独立行政法人国立オリンピック記念青少 年総合センター、独立行政法人国立女性 教育会館、独立行政法人国立青年の家、 独立行政法人国立少年自然の家		
zB120017	文部科学省	総務・経理・労務等の管理部門業務の シェアードサービスによる受託	5059	5059B018	1	1	市場化テスト推進協議会	18	総務・経理・労務等の管理部門業務のシェ アードサービスによる受託	当該独立行政法人の総務・経理・労務な どの管理部門業務について集約して市場 化テストの対象とされたい。	各事業部門の内容は専門性が必要とされ るが、間接部門の業務についてはいわけ るシェアードサービスの手法により効率 的に提供することが可能と考える。	独立行政法人国立科学博物館、独立行政 法人国立美術館、独立行政法人国立博物 館、独立行政法人文化財研究所、独立行 政法人日本芸術文化振興会		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120018	文部科学省	学生支援事業・留学生支援事業			C		<p>独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。</p> <p>また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決するに十分な条件が整っていないものと考えます。</p>		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	c, d		<p>以下の理由により、御提案の日本学生支援機構が実施する学生支援事業及び留学生支援事業の包括的な民間委託については、引き続き当該法人が実施すべきと考えます。</p> <p>まず、学生支援事業については、大学等における学生支援の取り組みに関する情報の収集・提供や学生担当職員に対する研修、学生の生活状況に関する調査等を内容としています。日本学生支援機構が国の高等教育政策に基づき収集・提供等を行う取り組みという経路上の重要なノウハウであるとともに、学生等にとっても家計の状況など秘匿性の高い個人情報であることから、当該情報の収集・提供に係る業務の遂行に当たっては、国、大学等の関係機関及び学生等の理解と協力が不可欠であり、そのためには公的機関である独立行政法人がこれを行うことが必要です。</p> <p>次に、留学生支援事業については、外国人留学生等に対する奨学金の給付や、留学生宿舎の設置・運営等があります。このうち、留学生宿舎の設置・運営については、法人の独自の判断により既に外部委託を行っているところですが、奨学金の給付については、国の留学生政策に基づき、受給対象となるかどうか、要件の適合性を審査・判断しなければならず、そこでは、中立性や公平性が強く求められることから、公的機関である独立行政法人が行うことが必要です。なお、学生支援事業及び留学生支援事業の何れにおいても、法人の独自の判断により、単独業務については、民間事業者を活用してコストの削減を行っているところですが、</p>
zB120019	文部科学省	各種研修業務		校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的としています。	C		<p>独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。</p> <p>また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決するに十分な条件が整っていないものと考えます。</p>		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	c, d		<p>独立行政法人教員研修センターにおいては、平成15年12月の政府行革本部決定に基づき、各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修や全国的な学校教育に係る喫緊の重要課題への対応等、国の教育政策や教育実践を全国的に定着させていくことを目的とした国として真に実施しなければならない研修を行っています。</p> <p>同センターの実施する研修業務については、既に研修運営の委託や講師の派遣等により、民間事業者等の有するノウハウを積極的に活用しているところであり、提案内容は既に対応しているところですが、</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120018	文部科学省	学生支援事業・留学生支援事業	5060	5060B001	1	1	民間企業	1	学生支援事業・留学生支援事業	学生支援事業・留学生支援事業について 総合的に民間への委託を希望	事業内容が民間企業でも十分に対応が可 能	独立行政法人日本学生支援機構		
zB120019	文部科学省	各種研修業務	5060	5060B005	1	1	民間企業	5	各種研修業務	各種研修業務について民間への委託を希 望	事業内容が民間企業でも十分に対応が可 能	独立行政法人教員研究センター		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120020	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト			c, d		<p>ただし、医事(窓口)業務、警備(守衛)業務、病院内の清掃業務等必ずしも教育研究機能と一体として考える必要性の乏しい業務については、既に以下のとおり積極的に民間委託を進めており、今後も引き続き、適切な病院運営の観点から検討していくことは必要と考えます。</p> <p>文部科学省の所管する病院としては、国立大学の附属病院があります。これは、大学を設置するのに必要な最低の基準を定めた大学設置基準第39条第1項の規定により、「医学又は歯学に関する学部」には、教育研究に必要な施設として「附属病院」を置くこととされているものです。つまり、大学の附属病院は単なる診療提供機能のみならず、医療人の教育・養成、新しい医療の研究・開発などの教育・研究機能も有し、教育・研究・診療が一体的に行われているという特性があります。</p> <p>実際に、大学の附属病院の医師は、医師として診療行為に当たるほか、教育スタッフとして医学生の教育に従事したり、研究スタッフとして臨床研究に従事したりしています。このように大学の附属病院では教育・研究・診療が一体的に行われていますが、予算上は、附属病院の教育研究経費については、一般的な診療に係る経費と区分した上で、運営費交付金による国からの財政措置を行い、病院収入の増減に影響されることなく、教育研究の善な実施を確保しているところです。</p> <p>今回、「(独)国立病院機構が所管する国立病院、特殊法人、独立行政法人が経営する病院、地方自治体が経営している病院等、行政機関が所管・経営する病院の市場化テスト」を要請されていますが、このような国立大学附属病院の診療提供機能のみを重点的に病院運営自体に市場化テストを実施するのは困難です。</p>	<p>ただし、医事(窓口)業務、警備(守衛)業務、病院内の清掃業務等必ずしも教育研究機能と一体として考える必要性の乏しい業務については、既に以下のとおり積極的に民間委託を進めており、今後も引き続き、適切な病院運営の観点から検討していくことは必要と考えます。</p> <p>なお、平成16年度の国立大学の法人化以降については、各国立大学が自律的な環境のもとで優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組むという国立大学法人制度の趣旨に鑑み、民間委託の是非やその範囲等は、各法人が自律的に判断すべきことと考えているところです。</p> <p>(参考) 附属病院を置く国立大学:42大学 以下は、既に全ての大学病院で民間委託を実施している業務 医事(窓口)業務、警備(守衛)業務、院内清掃業務、洗濯業務、基準寝具 (給食業務については、41の大学病院で民間委託を実施(残りの1大学も準備中))</p>	HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	c		国立大学の附属病院については、医育機関として医療人の教育・養成や医療の研究・開発など医学部と一体不可分の関係にあることから、御要望いただいた病院の市場化テストの対象とすることは困難と考えます。
zB120021	全省庁	公用車の運転業務受託			d		<p>公用車運転管理業務については、職員の不補充の下、当該職員退職による補充分は既に外部委託を実施しているところです。</p> <p>なお、当省(本省等)においては、PFI事業により、自動車運行管理業務について、既に平成20年1月から15年間にわたる業務契約を中央合同庁舎7号館PFI株式会社と締結(平成15年6月30日締結済)し実施することとしており、当該契約の中で、職員の定年退職に係る欠員については順次その補充分を増やし外部委託へ移行していくこととしています。</p>		引き続きアウトソーシングの範囲の拡大を検討願いたい。	d		<p>前回ご回答したとおり、公用車運転管理業務については、職員の不補充の下、当該職員退職による補充分は既に外部委託を実施しているところです。</p> <p>なお、当省(本省等)においては、PFI事業により、自動車運行管理業務について、既に平成20年1月から15年間にわたる業務契約を中央合同庁舎7号館PFI株式会社と締結(平成15年6月30日締結済)し実施することとしており、当該契約の中で、職員の定年退職に係る欠員については順次その補充分を増やし外部委託へ移行していくこととしています。</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120020	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト	5068	5068B010	1	2	個人	10	行政機関運営病院の市場化テスト	(独)国立病院機構が所管する国立病院、特殊法人・独立行政法人が経営する病院、地方自治体が経営している病院等、行政機関が所管・経営する病院の市場化テスト	現在、行政機関は病院を所管・経営しているが、民間法人によっても経営されているため	行政機関が所管・経営する病院に対して、市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベルの向上が図られるものと期待される	独立行政法人国立病院機構法当該業務の実施主体は国立病院のみが想定されている	
zB120021	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	8	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わるところはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	調査中	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120022	全府省	バックオフィス系業務の民間委託			b、 c、 d		ご提案の具体的事業にある標準化できる業務の抽出・外部委託については、政府全体の方針として「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(2004年各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)があり、その内容として、各府省で処理されている標準業務の外部委託があり、具体的な対象範囲については、今後、同計画に基づき制度の所管官庁で新たに開発・運用されるシステムの内容の具体化にあわせて整理されていくものと考えています。 その他のバックオフィス系業務については、既に文部科学省においても外部委託を進めているところです。 例) 汎用事務のレポートの審査、共通貯金業務、ホームページ管理業務、情報システム(庁内LAN)管理業務		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	b、 c、 d		前回ご回答したとおり、ご提案の標準化できる業務の抽出・外部委託については、政府全体の方針として「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(2004年各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)があり、具体的な対象範囲については、今後、同計画に基づき制度の所管官庁で新たに開発・運用されるシステムの内容の具体化にあわせて整理されていくものと考えています。 その他のバックオフィス系業務については、既に文部科学省においても外部委託を進めているところです。
zB120023	文部科学省	文化財研究所の業務の市場化テスト		独立行政法人文化財研究所は、文化財に関する調査・研究並びにこれらに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存・活用を図っています。	C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員への処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに足る十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	c、 d		独立行政法人文化財研究所は、我が国における文化財研究の拠点として、文化財に係る基礎的・実践的な調査研究等を行うことにより、国の文化財保護行政を支えており、国民的財産である文化財を継承していくために必要な知識・技術の基礎を形成する重要な役割を担っております。すなわち、文化財保護行政の基礎を構築するため、長期的視野に立って、組織的・継続的に調査研究を実施する必要があるものと考えます。 さらに、文化財保護協力に關しては、緊急または組織的に国として対応する必要があるケースがあり、その業務は、国の責任の下に独立行政法人が実施するのが適当であると考えます。 一方、文化財研究所では、文化財に関する調査・研究業務と、研究成果に基づく資料作成・公表、情報提供業務等を実施しており、これらの業務は本来的には監督不可分のものですが、その中でも、民間に委託できるものについては、法人の判断により既に委託を実施し、業務の効率化を図っています。 なお、独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の現地から確実に実施されることが必要な業務を行うもの」として制度的に位置付けられるとともに、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員への処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストについて当室として責任ある判断を行うために最低限必要な条件が整っていないものと考えます。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120022	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	8	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム（システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど）、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム（システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど）、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する		
zB120023	文部科学省	文化財研究所の業務の市場化テスト	5069	5069B012	1	1	個人	12	文化財研究所の業務の市場化テスト	独立行政法人文化財研究所の行なう、以下の業務について市場化テストを行なう ・調査、研究業務 ・資料（データベース）作成、公表業務 ・情報収集、整理、提供業務 ・研修業務	文化財研究所の業務は、民間や地方にもその専門的知見が存在する。また、地方レベルでは、指定管理者制度のもと、その運営の全面的なアウトソーシングが試行されているところであり、当該業務についても市場化テストを実施することは費用対効果の改善の見地から、のぞましいと考えられる	文化財研究所の行なう業務のうち、調査、研究業務、資料（データベース）作成公表業務、情報収集・整理・提供業務、研修業務等について、市場化テストを行なう。その際、市場化テストを行なう業務のくくりとしては、各研究所の共通業務を横断的に指定する、研究所一カ所を対象としてその業務全体を指定する、ある研究所の一部の業務を指定する、等いくつかの方法がある。 対象として、想定される美術館は、以下の通り： 東京文化財研究所、奈良文化財研究所	不明	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120024	文部科学省	国立青年の家、国立少年の家、国立オリンピック記念青少年センターを統合の上、研修施設の管理・運営の市場化テスト			C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	a		(独)国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家は、我が国の青少年教育の拠点として、先導的・モデル的な教育プログラムの開発・普及など、国として推進する必要がある青少年教育の振興のための業務を行っている法人です。 これらの3法人については、平成17年度の独立行政法人の中期目標期間の終了に伴う、民間開放の含めた見直しを経て、平成16年12月の「規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申」(規制改革・民間開放推進会議)「平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」(行政改革推進本部決定)を踏まえ、平成18年度からは、3法人を発展的に統合し青少年教育を総合的に推進する新しい独立行政法人を設立することになっており、集約的に一般管理業務を行うこととなっています。 また、従来から民間委託を推進してきた業務に加え、その他の定型的な管理・運営業務についても、原則民間委託を行う方向で決定し、諸準備を進めているところです。
zB120025	文部科学省	科学技術振興機構における日本科学未来館の管理運営の市場化テスト		独立行政法人 科学技術振興機構の組織規定の第56条に「未来館は、最先端の科学技術に関する情報等の内外への発信と交流のための拠点施設としての運営及び展示の開発に係る業務を行う。」と記載されています。	C		独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決定するに十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはならない旨を規定していない。	c, d		日本科学未来館の管理運営は、科学技術振興機構の行う基礎研究などが定めた戦略目標の達成に向けた研究やその成果の普及等と相互に結びつき、一体不可分のものであることから、当該業務のみを切り出して市場化テストの対象とすることは不可能です。 一方、日本科学未来館では、施設管理業務や情報システム管理業務、資金収支業務など、業務の過半を、法人の自主的な判断により既に民間に委託し、業務の効率化を図っております。 なお、独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務を行うもの」として制度的に位置付けられるとともに、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストについて当省として責任ある判断を行うために最低限必要な条件が整っていないものと考えます。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120024	文部科学省	国立青年の家、国立少年の家、国立オリンピック記念青少年センターを統合の上、研修施設の管理・運営の市場化テスト	5070	5070B006	1	1	個人	6	国立青年の家、国立少年の家、国立オリンピック記念青少年センターを統合の上、研修施設の管理・運営の市場化テスト	国立青年の家、国立少年の家、国立オリンピック記念青少年センターの法人を統合した上でその施設の管理・運営を市場化テストにかける	<ul style="list-style-type: none"> 左記の法人は、青少年の宿泊訓練の施設運営・宿泊者への指導・助言やし小片教育者への研修などの業務において重複していることから統合し一括で管理・運営することが妥当と考える。 また、研修施設の管理・運営に関しては民間事業者でも実績がある事業であり、当事業を民間も含めて検討する市場化テストになじむものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 3法人を統合することにより管理コストが削減される さらに、研修施設の管理・運営を市場化テストにかけることにより、その業務コストを削減することができる また、民間のノウハウを活用することで新たなサービスや質の向上が図られサービスレベルの向上や利用者の満足度の向上が考えられる 		
zB120025	文部科学省	科学技術振興機構における日本科学未来館の管理運営の市場化テスト	5070	5070B009	1	1	個人	9	科学技術振興機構における日本科学未来館の管理運営の市場化テスト	日本科学未来館の管理・運営を市場化テストにかける	<ul style="list-style-type: none"> 左記の施設は、研修施設の管理・運営に関しては民間事業者でも類似業務がある事業であり、当事業は民間も含めて検討する市場化テストになじむものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理・運営を市場化テストにかけることにより、その業務コストを削減することができる 民間のノウハウを活用することで新たなサービスや質の向上が図られサービスレベルの向上や利用者の満足度の向上が考えられる 		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分 置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120026	文部科学省	日本学生支援機構における奨学事業相談センター、留学情報センター、日本語教育センター、東京国際交流館等の包括管理運営委託の市場化テスト			C	独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自覚性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決するに十分な条件が整っていないものと考えます。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、独立行政法人通則法は、中期目標終了時まで民間開放を含む業務の見直しを行ってはいかならない旨を規定していない。	c, d		日本学生支援機構が設置する国際交流会館等は、主として国費留学生を受け入れるという施設の性質上、国の留学生政策に基づき、国及び関係機関と密接に連携し、地域における国際交流拠点としての役割を果たしつつ、その施設運営を継続的、安定的に実施する必要があるため、公的機関である独立行政法人が設置・運営を行う必要がある。 一方、宿泊施設としての管理運営については、既に法人の判断により、外部委託できる部分については、既に法人に委託して、コストの削減を図っているところである。 なお、独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「国民生活及び社会経済の安定等の公衆上の見地から確実に実施されることが必要な業務を行うもの」として制度的に位置付けられるとともに、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自覚性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっています。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立した法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要があります。 また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員との処遇等の扱いなどが明確になっている必要がありますが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストについて当省として責任ある判断を行うために最低限必要な条件が整っていないものと考えます。
zB120027	文部科学省	公立学校の運営管理の市場化テスト	学校教育法第28条、第40条、第50条、第51条の8	小学校等には養護教諭を置かなければならないこととされている。	d	公立学校の管理運営につきましては、当該公立学校の設置委員会の事務となっています。御提案いただいている内容については、教育委員会の判断と責任の下、民間事業者を活用することは、現行制度においても可能です。ただし、保健室運営については、各学校に置かれている養護教諭が児童生徒等の養護をつかさどる職員として従事している健康診断、保健指導、救急処置等の職務と一体であることから、民間事業者の活用になじまないものであると考えています。	保健室の管理運営を含め、公立学校の業務全般について民間開放がなされるよう検討されたい(例えば公設民営。)	d		前回ご回答したとおり、公立学校の管理運営に関しては、これを事務とする教育委員会の判断と責任の下、民間事業者を活用することは現行制度においても可能です。 なお、保健室の管理運営については、児童生徒等の健康の保持増進を図ることを目的とし、各学校に配置される養護教諭の職務と一体であることから、民間事業者の活用になじまないものであると考えます。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120026	文部科学省	日本学生支援機構における奨学事業相談センター、留学情報センター、日本語教育センター、東京国際交流館等の包括管理運営委託の市場化テスト	5070	5070B010	1	1	個人	10	日本学生支援機構における奨学事業相談センター、留学情報センター、日本語教育センター、東京国際交流館等の包括管理運営委託の市場化テスト	日本学生支援機構における奨学事業相談センター、留学情報センター、日本語教育センター、留学情報センター、日本語教育センター、東京国際交流館等の包括管理運営委託を市場化テストにかける	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学事業相談センター、留学情報センター、日本語教育センター、東京国際交流館の管理運営業務は宿泊施設の管理運営であり民間でも行っている業務である ・現在のこれらの運営費は費用が大きく、業務の効率化の余地が大きいことから市場化テストを実施することで改善効果を出すことができると考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間に当業務を委託することで、コスト削減効果が得られる ・民間の管理運営ノウハウを活用することでサービスレベルの向上が期待できる 		
zB120027	文部科学省	公立学校の運営管理の市場化テスト	5070	5070B019	1	1	個人	19	公立学校の運営管理の市場化テスト	公立学校等における運営管理の市場化テスト	<p>現在、自治体が所管している公立学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲・ろう・養護学校）における運営管理（経理等の事務、給食調理、保健室運営、図書館管理、寄宿舎管理、その他施設管理等）は、各学校ごとに運営されているが、それぞれ民間事業者がノウハウ・経験を有しており、市場化テストの趣旨に合致すると考えられるため</p>	各公立学校等における右記業務に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120028	文部科学省	国立大学受験料・授業料の支払(納付) 代行業務			d		各国立大学法人においては、ご提案に関連して何ら法的な規制はなく、授業料等の納入手続きの利便性の向上や簡素化を図るため、代行納付から口座振替方式への変更、窓口収納の廃止のほか、クレジットカード決済による収納等について、自主的な判断により対応しているところです。		回答では現行制度下で可能とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	d		本件は、利用者等のニーズの大きさ、企業のご提案の内容も踏まえて、各国立大学法人の経営判断により対応する仕組みであり、授業料等の納入手続きに関する利便性の向上についても、法人の自主的な判断により対応しているところです。また、これに基づいて例えば、既に附属病院における診療費支払等においては多くの大学においてクレジットカード決済を導入するなど対応も行われているところです。
zB120029	文部科学省	国立大学受験料・授業料の支払(納付) 代行業務			C		ご要望の学校の費用は地方自治法にいう「公金」に該当するものです。公金の収納方法については、地方自治法と地方自治法施行令で定められていますが、地方自治法等には第三者による納入が可能である旨定める規定がある一方、地方自治法及び地方自治法施行令にはそうした規定がありませんので、現在は、公金のクレジットカードによる第三者立替払いが認められていません。 したがって、ご要望を実現するための手段としては、地方公共団体の公金収納方法について包括的に第三者立替払いを可能とするように措置すること(例、地方自治法の改正)、各種の公金それぞれについて、それぞれ各種の法律に第三者立替払いが可能である旨の規定を設ける、という2通りのパターンが考えられますが、現在、政府においては、公金一般のクレジットカードによる納付の容認についての検討が既に始まっているところであり、担当省庁によれば、「次期通常国会を念頭に置いて、必要な検討や作業を行ってまいりたい。」(平成17年7月12日構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング配布資料1 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/yusikisyu/050712/sinyou1.pdf)とのことです。 したがって、ご提案の実現につきましては、まずは公金一般について現在政府が行っている検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c	前回ご回答したとおり、公金のクレジットカードによる収納については、学校に関するものも含め、公金全般について既に検討が開始されているところです。したがって、そちらの検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120028	文部科学省	国立大学受験料・授業料の支払(納付)代行業務	5078	5078B013	1	1	株式会社ゼロ	13	国立大学受験料・授業料の支払(納付)代行業務	国立大学の受験料・授業料、寮費等学生生活関連費用のクレジットカード決済での支払の許可	現行、大学によって口座振替、口座振込、収納代行などの支払手段があるが、国立大学の受験料・授業料、寮費について、オンラインによるクレジットカード決済を導入したい。学生、親族にとって1ヶ月毎の継続課金等支払い方法を選択することで負担を軽減できる。利便性と収納の確実性も増し、学校側にとっても滞納者への回収業務の削減に繋がる。	国立大学のホームページ上でクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。毎月自動継続支払なども入学時に受け付ける。学生番号による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータを管理する。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。		
zB120029	文部科学省	国立大学受験料・授業料の支払(納付)代行業務	5078	5078B014	1	1	株式会社ゼロ	14	国立大学受験料・授業料の支払(納付)代行業務	国立・都立高校の受験料・授業料、寮費等学生生活関連費用のクレジットカード決済での支払の許可	現行、高校によって口座振替などの支払手段があるが、受験料・授業料、寮費について、オンラインによるクレジットカード決済を導入したい。学生、親族にとって1ヶ月毎の継続課金等支払い方法を選択することで負担を軽減できる。利便性と収納の確実性も増し、学校側にとっても滞納者への回収業務の削減に繋がる。	国立・都立高校のホームページ上でクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。毎月自動継続支払なども入学時に受け付ける。学生番号による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータを管理する。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120030	文部科学省	国立大学受験料・授業料の支払(納付) 代行業務			C		<p>ご要望の学校の費用は地方自治法にいう「公金」に該当するものです。公金の取納方法については、地方自治法と地方自治法施行令で定められていますが、地方税法等には第三者による納入が可能である旨定める規定がある一方、地方自治法及び地方自治法施行令にはそうした規定がありませんので、現在は、公金のクレジットカードによる第三者立替払いは認められていません。</p> <p>したがって、ご要望を実現するための手段としては、地方公共団体の公金取納方法について包括的に第三者立替払いを可能とするように措置すること(例:地方自治法の改正)、各種の公金それぞれについて、それぞれ各種の法律に第三者立替払いが可能である旨の規定を設ける、という2通りのパターンが考えられますが、現在、政府においては、公金一般のクレジットカードによる納付の容認についての検討が既に始まっているところであり、担当省庁によれば、「次期通常国会を念頭に置いて、必要な検討や作業を行ってまいります。」(平成17年7月12日構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング配布資料1 http://www.kantei.go.jp/singi/kouzou2/yusikisya/050712/siryou1.pdf)とのことです。</p> <p>したがって、ご提案の要望の実現につきましては、まずは公金一般について現在政府が行っている検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。</p>		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c		<p>前回ご回答したとおり、公金のクレジットカードによる収納については、学校に関するものも含め、公金全般について既に検討が開始されているところです。したがって、そちらの検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。</p>
zB120031	文部科学省	国立大学受験料・授業料の支払(納付) 代行業務			C		<p>ご要望の学校の費用は地方自治法にいう「公金」に該当するものです。公金の取納方法については、地方自治法と地方自治法施行令で定められていますが、地方税法等には第三者による納入が可能である旨定める規定がある一方、地方自治法及び地方自治法施行令にはそうした規定がありませんので、現在は、公金のクレジットカードによる第三者立替払いは認められていません。</p> <p>したがって、ご要望を実現するための手段としては、地方公共団体の公金取納方法について包括的に第三者立替払いを可能とするように措置すること(例:地方自治法の改正)、各種の公金それぞれについて、それぞれ各種の法律に第三者立替払いが可能である旨の規定を設ける、という2通りのパターンが考えられますが、現在、政府においては、公金一般のクレジットカードによる納付の容認についての検討が既に始まっているところであり、担当省庁によれば、「次期通常国会を念頭に置いて、必要な検討や作業を行ってまいります。」(平成17年7月12日構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング配布資料1 http://www.kantei.go.jp/singi/kouzou2/yusikisya/050712/siryou1.pdf)とのことです。</p> <p>したがって、ご提案の要望の実現につきましては、まずは公金一般について現在政府が行っている検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。</p>		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c		<p>前回ご回答したとおり、公金のクレジットカードによる収納については、学校に関するものも含め、公金全般について既に検討が開始されているところです。したがって、そちらの検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120030	文部科学省	国立大学受験料・授業料の支払(納付)代行業務	5078	5078B015	1	1	株式会社ゼロ	15	国立大学受験料・授業料の支払(納付)代行業務	県立・都立中学校の受験料・授業料、寮費等学生生活関連費用のクレジットカード決済での支払の許可	<p>現行、中学校によって口座振替などの支払手段があるが、受験料・授業料、寮費について、オンラインによるクレジットカード決済を導入したい。学生、親族にとって1ヶ月毎の継続課金等支払い方法を選択することで負担を軽減できる。利便性と収納の確実性も増し、学校側にとっても滞納者への回収業務の削減に繋がる。</p>	<p>県立・都立中学校のホームページ上でクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。毎月自動継続支払なども入学時に受け付ける。学生番号による個人の特典、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータを管理する。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。</p>		
zB120031	文部科学省	国立大学受験料・授業料の支払(納付)代行業務	5078	5078B016	1	1	株式会社ゼロ	16	国立大学受験料・授業料の支払(納付)代行業務	県立・都立小学校の受験料・授業料、寮費等学生生活関連費用のクレジットカード決済での支払の許可	<p>現行、小学校によって口座振替などの支払手段があるが、受験料・授業料、寮費について、オンラインによるクレジットカード決済を導入したい。学生、親族にとって1ヶ月毎の継続課金等支払い方法を選択することで負担を軽減できる。利便性と収納の確実性も増し、学校側にとっても滞納者への回収業務の削減に繋がる。</p>	<p>県立・都立小学校のホームページ上でクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。毎月自動継続支払なども入学時に受け付ける。学生番号による個人の特典、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータを管理する。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。</p>		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120032	文部科学省	奨学金の返済代行業務			b		独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金の回収については、現在銀行口座からの引き落とし等により実施しているところであるが、利用者のニーズの把握、個人情報保護、導入に伴う新たな経費の発生等の問題点を踏まえ、導入について慎重に検討していきたい。		平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。また、要望者からの以下の更なる意見について、回答願いたい。 「個人情報保護」において、選定企業の資格や認定基準の例があれば教えてほしい。(例:プライベートマーク、ISMSなど)	b		平成18年度までの実施の可否については、国の奨学金政策として貸与した奨学金の取り扱いについてクレジットカード払いの手数料負担の問題などから、18年度までに実施することは困難です。 また、個人情報保護については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律で利用及び提供についても制限されているところであり、クレジットカード会社に対して個人情報を提供する場合、返還金を収納するクレジットカード会社以外にも情報が提供されることとなり、こうした問題等について検討する必要があると考えています。
zB120033	文部科学省・ 財務省	国営・県営のスポーツ施設利用料支払 代行業務		施設利用料の支払方法については、現金払い及び口座振込みのみとなっており、クレジット払いは行っていません。	b		今後検討してまいります。 日本スポーツ振興センターが所掌する国立競技場等の施設利用料の支払方法については、現在、口座振込及び現金払いの2種類です。利用者のニーズの把握、導入に伴う新たな経費の発生を踏まえ、「オンラインによるクレジット決済」の導入について、総合的に検討していきます。		平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。また、以下の要望者からの更なる意見について回答願いたい。 クレジットカード決済の導入時期などの見通しがたっているようであれば教えてほしい。	b		今後検討してまいります。 (独)日本スポーツ振興センターが所掌する国立競技場等の施設利用料の支払方法については、現在、口座振込及び現金払いの2種類ですが、 利用者のニーズの把握、導入に伴う新たな経費の発生等を踏まえ、オンラインによるクレジット決済の導入について総合的に検討してまいります。 なお、導入時期については、利用者のニーズの把握に時間を要することから、現時点において具体的に示すことは困難です。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120032	文部科学省	奨学金の返済代行業務	5078	5078B020	1	1	株式会社ゼロ	20	奨学金の返済代行業務	奨学金のクレジットカード決済での返済の許可	奨学金は滞納が数多く発生している。奨学金申請時にオンラインでクレジットカードでの決済を行なうことにより滞納や支払い忘れを防止、更には回収業務の削減に繋がる。また支払者にとっても1ヶ月毎の継続課金、分割払や一括払い等、支払い方法を選択でき負担が軽減し、収納の確実性が増す。書類保管ではなくデータ処理することにより管理が容易になる。	ホームページ上で申請時に自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。毎月自動継続支払なども申請時に受け付ける。パソコン・申請番号による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。		
zB120033	文部科学省・ 財務省	国営・県営のスポーツ施設利用料支払 代行業務	5078	5078B021	1	2	株式会社ゼロ	21	国営・県営のスポーツ施設利用料支払代行 業務	国営・県営スポーツ施設利用料のクレジットカードでの支払の許可	東京都で行っているけやきネット等、インターネットを利用した施設予約が多いが、支払手段は口座振替、現金払いしかない。新たな決済手段としてオンラインによるクレジット決済を導入したい。施設予約画面上にクレジット決済リンク画面を設け、決済もネット上で行うことで当日の突然のキャンセルを防ぐことができる。現在、予約者と利用者が異なる問題が発生しているが、クレジットカード決済のため本人確認も行なうことが可能。	予約ホームページ上で申請時に自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。利用者登録番号・パスワードによる個人の特定、暗号化通信によるセキュリティの確保してデータ管理をする。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120034	文部科学省	小学校給食費の支払代行業務			C		<p>ご要望の小学校の給食費は地方自治法にいう「公金」に該当するものです。公金の収納方法については、地方自治法と地方自治法施行令で定められていますが、地方税法等には第三者による納入が可能である旨定める規定がある一方、地方自治法及び地方自治法施行令にはそうした規定がありませんので、現在は、公金のクレジットカードによる第三者立替払いは認められていません。</p> <p>したがって、ご要望を実現するための手段としては、地方公共団体の公金収納方法について包括的に第三者立替払いを可能とするように措置すること(例:地方自治法の改正)、各種の公金それぞれについて、それぞれ各種の法律に第三者立替払いが可能である旨の規定を設ける、という2通りのパターンが考えられますが、現在、政府においては、公金一般のクレジットカードによる納付の容認についての検討が既に始まっているところであり、担当省庁によれば、「次期通常国会を念頭に置いて、必要な検討や作業を行ってまいりたい。」(平成17年7月12日構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング配布資料1 http://www.kantei.go.jp/singi/kouzou2/yusikisya/050712/siryou1.pdf)とのことです。</p> <p>したがって、ご提案の要望の実現につきましては、まずは公金一般について現在政府が行っている検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。</p>		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c		前のご回答したとおり、公金のクレジットカードによる収納については、学校に関するものも含め、公金全般について既に検討が開始されているところです。したがって、そちらの検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。
zB120035	文部科学省	中学校給食費の支払代行業務			C		<p>ご要望の中学校の給食費は地方自治法にいう「公金」に該当するものです。公金の収納方法については、地方自治法と地方自治法施行令で定められていますが、地方税法等には第三者による納入が可能である旨定める規定がある一方、地方自治法及び地方自治法施行令にはそうした規定がありませんので、現在は、公金のクレジットカードによる第三者立替払いは認められていません。</p> <p>したがって、ご要望を実現するための手段としては、地方公共団体の公金収納方法について包括的に第三者立替払いを可能とするように措置すること(例:地方自治法の改正)、各種の公金それぞれについて、それぞれ各種の法律に第三者立替払いが可能である旨の規定を設ける、という2通りのパターンが考えられますが、現在、政府においては、公金一般のクレジットカードによる納付の容認についての検討が既に始まっているところであり、担当省庁によれば、「次期通常国会を念頭に置いて、必要な検討や作業を行ってまいりたい。」(平成17年7月12日構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング配布資料1 http://www.kantei.go.jp/singi/kouzou2/yusikisya/050712/siryou1.pdf)とのことです。</p> <p>したがって、ご提案の要望の実現につきましては、まずは公金一般について現在政府が行っている検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。</p>		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c		前のご回答したとおり、公金のクレジットカードによる収納については、学校に関するものも含め、公金全般について既に検討が開始されているところです。したがって、そちらの検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120034	文部科学省	小学校給食費の支払代行業務	5078	5078B022	1	1	株式会社ゼロ	22	小学校給食費の支払代行業務	小学校給食費のクレジットカードでの支払許可	現行、口座振替による支払いが認められているが、支払い手段を増やすことで負担軽減、利便性と収納の確実性が増す。学校側にとっても滞納者への回収業務の削減に繋がる。1ヶ月毎の継続課金も可能。	ホームページ上でクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。毎月自動継続支払なども入学時に受け付ける。学生番号による個人の特典、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータを管理する。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。		
zB120035	文部科学省	中学校給食費の支払代行業務	5078	5078B023	1	1	株式会社ゼロ	23	中学校給食費の支払代行業務	中学校給食費のクレジットカードでの支払許可	現行、口座振替による支払いが認められているが、支払い手段を増やすことで負担軽減、利便性と収納の確実性が増す。学校側にとっても滞納者への回収業務の削減に繋がる。1ヶ月毎の継続課金も可能。	ホームページ上でクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。毎月自動継続支払なども入学時に受け付ける。学生番号による個人の特典、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータを管理する。回収業務も軽減され、カード会社からの入金を確認するのみ。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120036	全府省	庁舎内サービスセンター事業			c, d		庁舎内サービスセンターの導入にあたっては、提案された業務についてはすでに必要に応じ外部に委託を行っており、また、提供しなければならない庁舎スペースの確保などの問題があることから、現時点ではサービスセンターの導入は必要がないと考えています。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	c, d		前回ご回答したとおり、提案された業務についてはすでに必要に応じ外部に委託を行っており、また、提供しなければならない庁舎スペースの確保などの問題があることから、現時点ではサービスセンターの導入は必要がないと考えています。
zB120037	文部科学省	国公立大学等の受験料、入学金、授業料のクレジットカード決済の導入			C		各国立大学法人及び各公立大学法人においては、ご提案に関連して何らかの法的規制はなく、授業料等の納入手続きの利便性の向上や簡素化を図るため、代行納付から口座振替方式への変更、窓口収納の廃止のほか、クレジットカード決済による収納等について、自主的な判断により対応しているところですが、 地方公共団体の設置する公立大学・高校・専門学校において、授業料等は、地方自治法にいう「公金」に該当するものです。公金の収納方法については、地方自治法と地方自治法施行令で定められています。地方自治法等には第三者による納入が可能である旨定める規定がある一方、地方自治法及び地方自治法施行令にはそうした規定がありませんので、現在は、公金のクレジットカードによる第三者立替払いが認められていません。 したがって、ご要望を実現するための手段としては、地方公共団体の公金収納方法について包括的に第三者立替払いを可能とするように措置すること(例：地方自治法の改正)、各種の公金それぞれについて、それぞれ各種の法律に第三者立替払いが可能である旨の規定を設ける、という2通りのパターンが考えられますが、現在、政府においては、公金一般のクレジットカードによる納付の容認についての検討が既に始まっているところであり、担当省庁によれば、「次期通常国会を念頭に置いて、必要な検討や作業を行ってまいりたい。」(平成17年7月12日構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング配布資料1 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/yusikisya/050712/sinyou1.pdf)とのことです。 したがって、ご提案の要望の実現につきましては、まずは公金一般について現在政府が行っている検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c	前回ご回答したとおり、各国立大学法人及び公立大学法人については、利用者等のニーズの大きさ、企業のご提案の内容も踏まえて、各法人の経営判断により対応する仕組みであり、授業料等の納入手続きに関する利便性の向上についても、法人の自主的な判断により対応しているところですが、 また、公金のクレジットカードによる収納については、学校に関するものも含め、公金全般について既に検討が開始されているところですが、したがって、そちらの検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120036	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	8	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	特に阻害要因となる法規制はないと思われるが、庁舎内にてオペレーションすることについての(セキュリティ対策を含む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。	別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。(理由:内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)
zB120037	文部科学省	国公立大学等の受験料、入学金、授業料のクレジットカード決済の導入	5103	5103B006	1	1	株式会社オーエムシーカード	6	国公立大学等の受験料、入学金、授業料のクレジットカード決済の導入	国公立の高校、大学、専門学校等の受験料、入学金、授業料の支払いに対して、消費者に決済手段の多様化と利便性を提供する手段としてのクレジットカード決済の導入	国公立の高校、大学、専門学校等の受験料、入学金、授業料の支払いは、一時的に高額な支払いとなり、消費者に不安と不便を与えているケースが多いと考えられ、決済手段の多様化と利便性を提供する手段としてのクレジットカード決済の導入を図りたい			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120038	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入			C		<p>各国立大学法人及び公立大学法人が設置する大学附属病院においては、自主的な判断により、病院の料金の納入手続きの利便性の向上や簡素化を図るため、クレジットカード決済による収納を行うことができることとなっています。なお、既に21法人においてクレジットカードによる収納を実施しているところでは、</p> <p>地方公共団体の設置する公立大学において、病院の料金は、地方自治法にいう「公金」に該当するものです。公金の収納方法については、地方自治法と地方自治法施行令で定められていますが、地方税法等には第三者による納入が可能である旨定める規定がある一方、地方自治法及び地方自治法施行令にはそうした規定がありませんので、現在は、公金のクレジットカードによる第三者立替払いには認められていません。</p> <p>したがって、ご要望を実現するための手段としては、地方公共団体の公金収納方法について包括的に第三者立替払いを可能とするように措置すること(例：地方自治法の改正)、各種の公金それぞれについて、それぞれ各種の法律に第三者立替払いが可能である旨の規定を設ける、という2通りのパターンが考えられますが、現在、政府においては、公金一般のクレジットカードによる納付の容認についての検討が既に始まっているところであり、担当省庁によれば、「次期通常国会を念頭に置いて、必要な検討や作業を行ってまいりたい。」(平成17年7月12日構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング配布資料1 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/yusikisyu/050712/siryou1.pdf)とのことです。</p> <p>したがって、ご提案の要望の実現につきましては、まずは公金一般について現在政府が行っている検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。</p>		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c		<p>前回ご回答したとおり、各国立大学法人及び公立大学法人が設置する大学附属病院においては、既にクレジットカードによる収納を行うことができることとなっております。</p> <p>また、公金のクレジットカードによる収納については、学校に関するものも含め、公金全般について既に検討が開始されているところでは、したがって、そちらの検討の結果をお待ちいただくことが適当と考えます。</p>
zB120039	文部科学省	国立大学の授業料の分割支払ならびにカード決済			d		<p>各国立大学法人においては、ご提案に関連して何ら法的な規制はなく、授業料等の納入手続きの利便性の向上や簡素化を図るため、代行納付から口座振替方式への変更、窓口収納の廃止のほか、クレジットカード決済による収納等について、自主的な判断により対応しているところでは、</p>		回答では現行制度下で可能とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	d		<p>本件は、利用者等のニーズの大きさ、企業のご提案の内容も踏まえて、各国立大学法人の経営判断により対応する仕組であり、授業料等の納入手続きに関する利便性の向上についても、法人の自主的な判断により対応しているところでは、また、これに基づいて例えば、既に附属病院における診療費支払等においては多くの大学においてクレジットカード決済を導入するなど対応も行われているところでは、</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120038	警察庁、総務 省、財務省、 文部科学省、 厚生労働省、 防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレ ジットカード決済の導入	5103	5103B007	1	4	株式会社オーエムシーカード	7	国公立の病院、介護施設の料金のクレジット カード決済の導入	国公立の病院、介護料金の一時的高額負 担を緩和し、消費者の不安、不便を解消 するために、クレジットカード決済の導 入	一時的高額負担に対する消費者の不安、 不便を解消するために、クレジットカー ド決済の活用したい			
zB120039	文部科学省	国立大学の授業料の分割支払ならび にカード決済	5109	5109B011	1	1	株式会社オリエントコーポ レーション・オリファサービ ス債権回収株式会社	11	国立大学の授業料の分割支払ならびにカー ド決済		信販会社等が一括して授業料を納め、信 販会社は学生・親権者等から分割して償 還を受ける。/また延滞した顧客に対す る督促・集金業務。	集金事務の合理化、支払の利便性	地方独立行政法人法	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB120040	文部科学省	国立大学・高等専門学校等の授業料の 収納代行業務			d		各国立大学法人及び高等専門 学校においては、ご提案に関 連しては何ら法的な規制はな く、授業料等の納入手続きの利 便性の向上や簡素化を図るた め、代行納付から口座振替方式 への変更、窓口収納の廃止の ほか、クレジットカード決済によ る収納当について、自主的な判 断により対応しているところ です。		回答では現行制度下で可能とさ れているが、要望内容はクレ ジットカードによる収納の実現を 求めているものであり、この点 についての具体的な対応策を 改めて検討されたい。	d		本件は、利用者等のニーズの 大きさ、企業のご提案の内容も 踏まえて、各国立大学法人等の 経営判断により対応する仕組 であり、授業料等の納入手続きに 関する利便性の向上について も、法人等の自主的な判断によ り対応しているところです。ま た、これに基づいて例えば、既 に附属病院における診療費支 払等においては多くの大学にお いてクレジットカード決済を導入 するなど対応も行われていると ころです。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB120040	文部科学省	国立大学・高等専門学校等の授業料の 収納代行業務	5119	5119B002	1	1	民間企業	2	国立大学・高等専門学校等の授業料の収納 代行業務	当社会員1,310万名(2005年5月20日現 在)のクレジットカードによる収納。	学生及び学生の両親等の支払方法の多様 化による利便性向上を図るため、クレ ジットカードによる収納を行う。それ により収納率の向上と職員の負荷軽減を図 ります。	クレジットカードが実現した場合、次の効 果があると考えます。 収納率・延納率が改善され、滞納者へ 督促する事務コストが軽減されます。 収納金額が高額な為、支払方法(分 割・ボーナス払等)を選択出来れば収納 者の利便性向上につながります。 適正なクレジットカード率の設定と上限金 額の検討が課題です。	各国立大学の「財務及び会計に関する事 項についての基準」(会計規程)で「ク レジットカード決済も行う」といった追 加が必要である。	